

資料編

みどりの基本計画策定経緯

1. 市民アンケートの実施

平成25年8月～9月にかけて、「緑化に関する市民意識について」のアンケートを実施し、市民538人、商店街102商店、事業所140社からご回答をいただきました。

また、平成27年5月～6月にかけて計画の素案についてアンケートを実施し、公園管理協力会106団体、公園利用者等259人からご回答をいただきました。

2. 庁内検討会議

【会議の構成】

(1) 部長会議

総務部、財政部、企画調整部、市民生活部、環境部、福祉推進部、子育て推進部、商工観光部、農林部、まちづくり推進部、教育委員会

(2) 課長・係長会議出席課

広報課、防災対策課、財政課、企画調整課、健康課、環境課、長寿支援課、こども保育課、こども福祉課、雇用創出課、山形ブランド推進課、農政課、農村整備課、森林整備課、都市政策課、河川道路整備課、道路維持課、教育委員会学校教育課

【施策等の調査に協力いただいた関係課】

総務課、文化振興課、市民課、廃棄物施設課^(※)、観光物産課、建築指導課、管理住宅課、建築課、消防本部警防課、上下水道部経営企画課、上下水道部下水道建設課、教育委員会管理課、教育委員会社会教育青少年課、スポーツ保健課、山形市立商業高等学校（※）組織改正により、現在は「ごみ減量推進課」

【開催状況・検討内容】

年月日	会議	検討内容
平成26年6月26日	関係課係長会議	・計画改定の背景等について ・現況調査結果について ・アンケート調査結果について ・施策に関する調査の実施について ・今後の進め方について
平成26年11月7日	関係課係長会議	みどりの基本計画（素案）について
平成27年1月26日	関係課長会議	

年月日	会議	検討内容
平成 27 年 2 月 5 日	関係部長会議	みどりの基本計画（素案）について
平成 27 年 2 月 25 日	関係課長会議	
平成 27 年 3 月 25 日	関係部長会議	
平成 29 年 7 月 20 日	関係課長会議	みどりの基本計画（素案）について
平成 29 年 7 月 27 日	関係部長会議	

3. 意見交換会の実施

みどりの基本計画（素案）について、意見交換会を実施しました。

【ご意見をいただいた団体】

山形市花と緑のいっぱい会

「山形市花と緑のいっぱい会」とは、山形市を花と緑でいっぱいにし、潤いと安らぎのある都市にすることを目的に関係団体で組織され、「花と緑の普及活動事業」「花と緑の啓発・広報活動事業」「その他花と緑に関する事業」を行っています。

【構成団体】

山形市自治推進委員長連絡会議、山形市婦人会連合会、山形市消費者連合会、山形市子ども育成会連合会、フロラ山形、（一社）日本盆栽協会山形市支部、山形小品盆栽会、山形市菊花同好会、花咲かフレンド '02、山形グリーンサークル、きらりロードの会（事務局：山形市公園緑地課）

【開催日】

平成 27 年 3 月 13 日

4. 都市計画審議会への報告

報告日	報告内容
平成 27 年 2 月 23 日	みどりの基本計画の見直しについて
平成 27 年 7 月 10 日	みどりの基本計画（案）について
平成 29 年 11 月 10 日	みどりの基本計画（案）について

5. 市議会への報告

報告議会	委員会	報告内容
平成 26 年 6 月定例会	環境建設常任委員会	みどりの基本計画改訂のための調査結果について
平成 27 年 6 月定例会	環境建設常任委員会	みどりの基本計画（案）について
平成 29 年 9 月定例会	環境建設常任委員会	みどりの基本計画（案）について

用語集

【あ行】

アースデザイン

土地の改変などを行う際、もとの地形にならって仕上げを行い、自然地形とのスムーズな連続性を確保できるようにする手法、考え方。

一時避難場所(指定緊急避難場所)

山形市地域防災計画において、災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまでの間、一時的に滞在するため、災害対策基本法第49条の4の定めに基づき指定された避難場所。平成25年の災害対策基本法の改正において、指定緊急避難場所の区分が明確に位置付けられ、山形市では従来からの一時避難場所を指定緊急避難場所としている。

運動強度

運動する本人の身体能力を基準として数値で表現したもの。安静時を1とした時と比較して何倍に相当するかで表し、単位はMETs(メッツ)。

園芸福祉

地域社会の中で、様々な人たちが同じ立場で植物を通じた活動を展開して仲間をつくり、豊かな地域社会を築きながら「生き生きとした暮らし」の実現を目指す取り組みの一つ。

オープンガーデン

一定の期間、個人の庭を公開すること。近年のガーデニングブームによって日本でも活動が広がり、人々の出会いと交流の場となっている。

オープンスペース

都市や敷地内で、建物の建っていない場所。空地。災害時には、火災の焼け止まり機能のほか、一時的な避難や活動拠点などとしても活用される。

【か行】

霞城観桜会

約1,500本の桜が咲き誇る山形城跡「霞城公園」で、開花時期に合わせて開催されるイベント。平成3年の二ノ丸東大手門の完成から毎年開催され、平成29年4月で27回目となる。

家屋新築記念樹交付事業

みどり豊かなまちづくりを目指すとともに、市民の緑化意識の高揚を図るために、自己の居住の用に供する目的で家屋を新築した者又は新築した家屋を購入した者に記念樹を交付する山形市の事業。

環境学習

環境保全についての理解を深め、環境に対する関心などを高められるような学習。特に子供に対しては、自然体験や生活体験の積み重ねが重要と考えられている。

緩衝緑地

工業地帯などの災害の防止、もしくは大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止を図ることを目的として、公害や災害発生源地域と背後の一般市街地とを分離遮断するために設けられる緑地。

基幹公園

住民の利用を目的とした都市公園で、居住する地域の住民の利用に供する街区公園や近隣公園などを住区基幹公園といい、市全域の住民の利用に供する総合公園などを都市基幹公園という。

きらりロードの会

花笠音頭で唄われる「花の山形」にふさわしい街にしていきたいと、国道のごみ拾いや山形駅周辺の花植えなどの環境美化活動を行っている団体。

国指定史跡

城跡、集落跡などの遺跡のうち、歴史・学術上価値の高いものを国が指定したもの。昭和41年に嶋遺跡、昭和61年に山形城跡が、それぞれ国の史跡指定を受けた。

グリーン・ツーリズム

農山村地域において、自然・文化・農業とのふれあいや人々の交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

グリーン・マネジメント・サイクル

国土交通省が作成した「低炭素まちづくり実践ハンドブック」における都市のみどりのあり方として、CO₂の吸収・固定源であるみどりを増やし、育て、管理により発生する剪定枝等をチップ化し、それを活用してまた増やし、育てるサイクルを構築するという考え方。

公園管理協力会

地域住民の身近な公園である山形市内の街区公園等について、清掃や除草などの維持管理を行うことを目的に地域住民により組織された団体。（平成29年4月現在182団体）

公園空白区域

市街化区域における都市公園等の誘致圏域以外の区域で、一団となって概ね20ha以上の面積を有する区域。

公園ストックの再編

公園少子高齢化の進行等に対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくり、健康長寿社会の実現等を推進するため都市公園の機能や配置を再編すること。

公害防止協定

山形市条例「美しい山形をつくる基本条例」に基づき、市民の健康と生活環境を保全し、地域の実情に即した公害防止対策を推進するため、市と事業所等の合意により、緑化を含めた必要な事項を取り決めて締結する協定。

公共公益施設

多くの人々が集まり地域のみどりの拠点となる官公庁やコミュニティセンター、学校施設などの公共施設、公益施設。

工場立地法

工場立地が環境の保全を図りつつ、適正に行われることを目的に制定された法律。

国有林

林野庁をはじめとする国の機関が所有する森林。

【さ行】

蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク

山形ニュータウン「蔵王みはらしの丘」に位置し、グラウンド・ゴルフ場やスケートボード場などを備えた山形県が管理する総合公園。

市街化区域

都市計画法に基づき定められた区域区分で、都市計画区域のうち、市街化を促進する区域で、既成市街地と概ね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づき定められた区域区分で、都市計画区域のうち、市街化を抑制するために定める区域。

施設緑地

目に見える緑地として保全・整備する緑地。都市公園、児童遊園、市民農園など。

市民農園

住民の健全な余暇活動の推進、土とのふれあい等、レクリエーションの場としての農園。山形市では、農地所有者の方が開設した農園を登録し、農園利用方式の市民農園として運営している。

市民緑地制度

都市緑地法に基づく制度で、都市公園が不足する地域等において、空き地等を活用して、民間主体が住民の利用に供する緑地を設置管理する市民緑地認定制度と、民有地の緑化や残された緑地を、住民の利用に供する緑地として、地方公共団体等が設置管理する市民緑地契約制度。

児童遊園

山形市児童遊園条例に基づき、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として設置された児童遊園施設。

水源のかん養、水源かん養林

降水を貯水し、水源を保つとともに、河川の流量を調節する機能。その機能を有する森林。

生態系

ある地域で生息する全ての生物と、それを取り巻く環境とを含め、機能的なまとまりとして捉えたもの。

生物多様性

あらゆる生物種が多種多様に存在し、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態。さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様性までを含めた概念。

セットバック

建築物の外壁を敷地境界線から後退して建てること。

【た行】

地域森林計画、地域森林計画対象民有林

国が定める全国森林計画に基づき、森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標等を定める計画。計画の対象となる民有林(国有林以外の森林で、個人や法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公有林も含む。)

地域制緑地

一定の区域について、法律や条例、協定等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。風致地区、保存樹林、地区計画による緑地など。

地球温暖化

石油や石炭などの化石燃料の燃焼や森林の伐採などにより二酸化炭素などの温室効果ガス（太陽からの熱を封じ込め、地球の大気を暖める効果があるガス）の濃度が上昇し、地球全体の平均気温が上昇する現象。

地区計画

都市計画法に基づき、地区にふさわしい土地利用を実現するため、地区住民、関係する地権者の合意に基づいて、良好な景観や住み良いまちづくりを進めるためのルールを定める制度。

千歳山自然休養林

林野庁において、国有林の豊かな自然を森林レクリエーションの場として活用するため「レクリエーションの森」として国民に提供している。6種類の区分があり、自然休養林はそのうちの一つ。山形市の千歳山は、昭和45年に指定されている。

低炭素社会

二酸化炭素の排出を抑えた社会。温室効果ガスである二酸化炭素の排出を抑制することにより、地球温暖化の緩和を目的としている。

特定工場

工場立地法においては、敷地面積が9,000㎡以上、工場等の建築物の建築面積が3,000㎡以上のいずれかに該当する工場。

都市計画区域

都市計画法に基づき定められた区域区分で、市町村の行政区域にとらわれず実質上一体の都市として整備し、開発し及び保全する必要がある区域。

都市緑地法

良好な都市環境の形成を図り健康で文化的な都市生活の確保に寄与するため、都市における緑地の保全と緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。

【な行】

農村公園

農業集落において、その居住者の日常的な健康増進と憩いの場を提供することを目的に、農林水産省の補助事業により整備された公園。

【は行】

花育

農林水産省において、「食育」「木育」とともに、幼児・児童期の成長期に植物などに親しみ育てる経験が、優しさや美しさを感じる情操面の向上が期待できるとして推進している取組の一つ。

花咲かフレンド'02

2002年に山形県で開催された全国都市緑化フェアの参加者が中心となり組織された団体で、山形市内を花で飾ろうと、山形市役所のエントランスへのプランター・モニュメントの設置や霞城公園内の花壇への植栽活動を行っている団体。

花と緑の相談員

緑化に対する市民の意識の高揚を図るために行っている山形市の制度で、花と緑に対する市民の相談に対し無償で指導及び助言等を行う相談員。（平成29年4月現在20名）

バリアフリー

高齢者や障害者などの社会的弱者が社会生活を送る上で、物理的な障害や障壁となるものを取り除くこと。一般的には、社会的、制度的、心理的、情報面など様々な観点での障害や障壁も含めて使用される。

ヒートアイランド現象

都市部の気温が、郊外に比べて島状に高くなる現象。原因として、水辺や緑地の不足、都市地表面のアスファルトやコンクリートへの蓄熱等が考えられている。

人・農地プラン

農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等、農業が厳しい状況に直面している人と農地の問題解決を図り、持続的な力強い農業を実現するため、地区の話し合いに基づきまとめられる計画。

風致地区

都市における風致を維持するために都市計画法に基づき定められた地域地区。建築物の建築や樹木の伐採等、行為規制が加えられる。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観をいう。

ふるさとの川愛護活動支援事業

住民と行政がパートナーとして共に河川管理を行うため、地域住民による町内会などの任意団体が山形県管理の河川で行うアダプト活動（清掃、美化活動など）に対して活動経費の一部を助成する山形県の制度。

※アダプト（ADOPT）は「養子縁組する」の意で、住民が里親、河川を「養子」とみなしている。

保安林

水源のかん養、土砂災害等の防止等、公共の目的を達成するために指定される森林。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、伐採や開発に制限が加えられる。

ポケットパーク

道路整備や交差点改良によって生まれたスペース等に、ベンチの設置や植栽を行うなどして造った小さな公園または休憩所。

保存樹、保存樹林、保存生垣

都市計画区域内の美観風致の維持を目的とした「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」の精神に基づき、山形市では独自に山形市樹木の保存に関する要綱」を策定し、保存樹、保存樹林、保存生垣として指定している。

【ま行】

マイロードサポート事業

毎日利用する道路をきれいな道路にするため、地域住民と県、市町村が協力し、ゴミ拾い、除草、緑化などの活動に対して山形県が必要な助成を行い、活動をサポートする事業。

まちなみデザインに関する協定制度

一定の区域内の土地、建築物等又は広告物の所有者等が、建築物等の形態・意匠・色彩等や敷地の緑化などについて締結した協定を、市長が「まちなみデザイン協定」として認定し、協定の運用により優れた景観形成を推進する山形市の制度。

緑の少年団

次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとや人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的に設立された団体。

みどりのカーテン

植物をカーテンのように建物の外側に育成させることにより、直射日光を遮り、葉の蒸散作用で周辺の温度上昇を抑える効果がある。主にゴーヤやアサガオなどのつる性植物が利用される。

メッシュ平年値 2010

気象庁が、降水量、気温、最深積雪、日照時間、全天日射量について、1981年～2010年の30年間の観測値から1kmメッシュ（第3次メッシュ）ごとの平年値を用いて、前回のメッシュ平年値2000を更新し、平成24年に新たに作成したものの。

【や行】

山形五堰

笹堰（ささぜき）、御殿堰（ごてんぜき）、八ヶ郷堰（はっかごうぜき）、宮町堰（みやまちぜき）、双月堰（そうつきぜき）の五つの堰（農業用水路）の総称で、約400年前に造られたといわれている。現在は、馬見ヶ崎川から一括取水され、西に向かって枝分かれを繰り返しながら市街地を流下しており、全長は約115km、市街地を網の目のように流れている堰は全国的にも珍しく、山形市の景観の特徴であり財産である。近年は、中心市街地において親水空間としての整備が進み、市民に安らぎや憩いを与える場となっている。

山形グリーンサークル

山形市が開催した樹木剪定講習会の修了者が中心となり霞城公園や都市公園の低木の剪定活動等を行っている団体。

山形市環境基本計画

環境問題等に対処し、計画的かつ持続的に環境保全型の社会づくりを進めるため、山形市の良好な環境の保全及び創造に関する各種施策の方向と体系を定めた計画。

山形市公園施設長寿命化計画

公園施設の安全で快適な利用を確保するため、計画的な予防保全対策により公園施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減し、限られた予算で計画的な施設の補修・更新を実施することを目的に策定された計画。

山形市児童遊戯施設「べにっこひろば」

乳幼児から小学生までの幅広い年齢層の子供や親子が安心して遊べる空間として、遊具等や子育て支援センターを備えた屋内施設及び屋外施設からなる施設。
（平成26年12月オープン）

山形市人口ビジョン

山形市のこれまでの人口の経過や出生率・移動率等の数値により現状分析するとともに、各種施策が人口に及ぼす効果や展開すべき施策を考慮し、目標人口等の将来展望を描いた2060年までの人口見通し。

山形市中心市街地活性化基本計画

山形市の中心市街地における都市機能の増進と経済活力の向上を一体的に推進するため、取り組む方向性と施策を定めた計画。

山形市都市計画マスタープラン

山形市の都市づくりのビジョンを示し、地域別のあるべき市街地像やそのための整備方針・実現化方策等を総合的に勘案した都市づくりの基本となる計画。

山形市都市景観ガイドプラン

山形市の景観の向上を通して、環境の快適性を高めることを目的とし、都市全体の景観形成の基本方針を定めた計画。

山形市農業振興基本計画

山形市の農業が抱える課題の解決と地域の特性や強みを伸ばしていくため、山形市の農業ビジョンを明確にし、取り組む方向性と施策を定めた計画。

山形農業振興地域整備計画

農業の健全な発展を図るため、農業の振興が必要な地域の農業振興の方針や農用地利用計画などを定めた計画。

山形市発展計画

山形市の施策をより効果的・総合的に展開していくため、「世界に誇る健康・安全のまち『健康医療先進都市』の実現」に向け、平成31年度までの各施策に対するビジョンや取組みを定めた計画。

山形市文化財保護条例

市民の文化的向上に資するため、山形市にとって重要なものを天然記念物に指定することができる条例。

山形市水源涵養林経営計画

市民に恒久的に安全で良質な水を供給するため、混交林の造成等による水資源の保全などを定めた計画。

【ら行】

ランドマーク

その地域の特徴となる、また、景観を特徴づける目印のこと。

緑地、緑地率

都市緑地法において定義される樹林地、草地、水辺地など。一定の区域や敷地等の面積に占める緑地の割合。

緑道

都市公園法において定義される带状の緑地。歩行者用の空間のほか、災害時の避難路としての役割もあわせ持ち、都市生活における安全性・快適性の確保を目的としている。

緑被率

一定の区域や敷地等において、樹木や草花などの植物に覆われた部分（緑被地）の割合。平面的に緑の量をとらえるための指標。